

設備投資に係る

固定資産税

不動産取得税

投資税額控除

その『税』 減らせるぜイ!!

5年以内の
購入資産

※但し、産業高度化・
事業革新促進地域制度は除く

まずは簡易判定でチェック!!

リースも
対象!

導入設備ごとに
1社、何度でも
活用OK!

県内・県外
企業問わず
活用できる!

※沖縄県内の対象地域

その設備投資、**減税** できるかもしれません!



無料
判定

まずは要件に合うか
簡易判定で**Check!**
パソコン・タブレットから検索

沖縄特区 簡易判定

検索

スマホはこちらの
QRコードから
チェック!



簡易判定の結果が
あっているか電話で
確認してみよう!

※簡易判定の結果はあくまで簡易的なもので**税の優遇措置が活用できることを保証するものではありません。**ご注意ください。

活用イメージ

A社の場合

- 所得金額：1,000万円
- 機械の取得価額：300万円

①法人税額：240万円 ※法人税率を24%と仮定

②投資税額控除額：45万円

(300万円×15%=45万円)

<活用前>

①法人税額
240万円

<活用後>

②投資税額
控除額
45万円

活用後の
法人税額
195万円

節税!!



※実際の控除額等については設備投資の内容等によって異なります。

実際に制度を活用した企業様の「利用者の声」もHPに掲載中です! ご確認ください

Q & A

設備投資に係る「税の優遇制度」に関する

よくあるお問い合わせ

Q1

赤字の事業者にも
メリットは
ありますか?



A

適用できる税目(固定資産税など)によっては、赤字の事業者であつても税制優遇を受けることができる場合があります。

また、初年度が赤字であつたとしても、2年度目以降に黒字となつた場合には課税免除の優遇措置を受けられる場合があります。

Q2

課税免除のことを知らずに
設備を取得してから3事業年度が
経過していますが、
今後の事業税の課税免除を
受けることができますか?



A

一部の制度※を除いて、今後納付期限が
到来する事業税については課税免除を
受けることができます場合があります。

※産業高度化・事業革新促進地域制度

Q3

リース※で取得した場合や
中古資産を取得した場合でも
対象となりますか?



※オペレーティングリースは除く

A

対象となります。

(但し、活用できない税目もありますので、
詳しくはお問い合わせ下さい。)

ご不明な点は、お気軽に下記窓口へご相談ください。

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

『沖縄特区・地域税制活用 ワンストップ相談窓口』

《受付時間/8:30~17:15 ※土日・祝日を除く》

☎ 098-894-6377

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター4F

～来社ご希望の場合は、事前にご連絡ください～

沖縄特区 ワンストップ

検索

<https://www.zei-tokku.okinawa/>

制度の詳細はHPで
ご覧頂けます

